

■ 現行計画からの主な変更内容

変更のポイント	変更の理由、概要等	主な変更箇所
①計画改訂の主旨の追加	今回の改訂は、上位計画にあたる都市計画マスタープランの改訂に併せた中間年次での時点修正を基本とするものであるため、改訂の主旨（考え方、ポイント）を追加	序章 南丹市緑の基本計画改訂の考え方 序-2 南丹市緑の基本計画改訂の主旨（改訂案 p2）

旧（現行計画）	新（改訂案（赤文字：追加・変更））
(該当ページなし)	<div style="border: 2px solid blue; padding: 10px;"> <p>序-2 南丹市緑の基本計画改訂の主旨</p> <p>① 中間年次における検証・時点修正 当初計画の検討開始時期から、概ね 20 年後の令和 9 年度を目標年次、概ね 10 年後の平成 29 年度を中間年次としているため、南丹市の緑を取り巻く環境の変化、現行計画における施策の進捗状況を踏まえた中間年次における検証が必要です。</p> <p>② 上位計画の改訂、関連計画の策定を踏まえた改訂 上位計画にあたる「第 2 次南丹市総合振興計画」の策定及び「南丹市都市計画マスタープラン」の改訂をはじめ、現行計画策定以降のその他関連計画の策定・改訂を踏まえた改訂が必要です。</p> <p>③ 都市緑地法などの改正を踏まえた記載内容の拡充 平成 23 年の都市緑地法運用指針の改正、及び平成 29 年の都市緑地法の改正により、記載事項に、「生物多様性の確保」、都市公園の「管理」の方針、「都市農地を計画的に保全するための方針」が追加されたため、記載内容の拡充が必要です。</p> </div> <p style="text-align: center;">ポイント①</p> <p>序-3 計画の位置づけ</p> <p>『緑の基本計画』は、「市町村の建設に関する基本構想」に即し、「市町村の都市計画に関する基本方針」に適合することが必要であり、この結果、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とも整合が図られることとなります。 また、環境基本法に基づく「環境基本計画」等とも調和を保つこととされています。</p> <p style="text-align: center;">■ 緑の基本計画の位置づけ</p>

変更のポイント	変更の理由、概要等	主な変更箇所
②自然的条件の記載内容の充実・更新	貴重な地質や特徴的な植生、動物相など、南丹市ならではの自然的条件について記載内容を充実させるとともに、最新情報に更新	第1章 現況調査 1-1 自然的条件調査 (改訂案 p15)

旧 (現行計画)	新 (改訂案 (赤文字: 追加・変更))
<p>(3) 地質</p> <p>南丹市の地質は、丹波地帯の古生層が広く分布しており、泥質岩・砂岩・チャート互層を主体として、チャート、輝緑凝灰岩が東西方向に帯状に分布しています。</p> <p>南部の半国山山地では有馬層群の一部をなす流紋岩質岩積が分布しています。</p> <p>桂川や由良川、その支流沿いは、礫、砂、泥による堆積物により構成されています。</p> <p>(4) 植生</p> <p>南丹市の北東部、由良川の源流部には、2,000ha の広大な芦生原生林があり、山中には幾年月を経て育ったカツラやトチノキなど、巨木も多く残されています。氷河期の残存と推測されるニッコウキスゲも見つかっていますが、数は少なく絶滅の危機に瀕しています。現在は京都大学の研究保護地区（京都大学フィールド科学教育研究センター森林ステーション芦生研究林）として管理されています。</p> <p>芦生原生林とその周辺は、太平洋型の気候と日本海型気候のせめぎ合う位置にあることから植層も複雑な様相を示しており、海拔の高い場所は日本海型のブナ林、低い地域はウラジロガシを代表とする常緑広葉樹林となっています。</p> <p>市南部に位置する国の名勝に指定されている「るり溪」は、モミジ・ナラ・シデなどの紅葉やクマザサの高原が見所として著名であるとともに、一部にサギソウ・トキソウ・大文字草が生息していたことも確認されており、良好な植物群落が分布する地域でもあります。</p> <p>(5) 動物相</p> <p>北部の山中にはツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、タヌキ、キツネ、アナグマ、ノウサギ、イタチ、テンなどの哺乳類をはじめ、コノハヅク、ヤマセミ、アカショウビン、オオルリ、ウグイス、ヤマセミなどの野鳥が数多く生息しています。</p> <p>桂川本流の周辺では、天然記念物のアユモドキをはじめ、アユ、コイ、フナなどの淡水魚が生息しています。また、かつては日本固有種であるカジカガエルや貴重種に指定されているモリアオガエル、シロマダラ、オオサンショウウオ（国の天然記念物）の生息も確認されていましたが、近年では生息数の減少が懸念されている種もみられます。</p>	<p>(3) 地質</p> <p>南丹市の地質は、丹波地帯の古生層が広く分布しており、泥質岩・砂岩・チャート互層を主体として、チャート、輝緑凝灰岩が東西方向に帯状に分布しています。</p> <p>南部の半国山山地では有馬層群の一部をなす流紋岩質岩積が分布しています。</p> <p>桂川や由良川、その支流沿いは、礫、砂、泥による堆積物により構成されています。</p> <p>ポイント② 貴重な地質としては、京都府レッドデータブック 2015 に 7 箇所が掲載されています。</p> <p>(4) 植生</p> <p>ポイント② 市内の植生自然度としては、コナラ群落、アカマツ群落などの二次林が占める割合が高く (50%)、次いでスギ・ヒノキなどの植林地 (32%) となっています。</p> <p>市の北東部、由良川の源流部には、2,000ha の広大な芦生原生林があり、山中には幾年月を経て育ったカツラやトチノキなど、巨木も多く残されています。氷河期の残存と推測されるニッコウキスゲも見つかっていますが、数は少なく絶滅の危機に瀕しています。現在は京都大学の研究保護地区（京都大学フィールド科学教育研究センター森林ステーション芦生研究林）として管理されています。</p> <p>芦生原生林とその周辺は、太平洋型の気候と日本海型気候のせめぎ合う位置にあることから植層も複雑な様相を示しており、海拔の高い場所は日本海型のブナ林、低い地域はウラジロガシを代表とする常緑広葉樹林となっています。</p> <p>市南部に位置する国の名勝に指定されている「るり溪」は、モミジ・ナラ・シデなどの紅葉やクマザサの高原が見所として著名であるとともに、一部にサギソウ・トキソウ・大文字草が生息していたことも確認されており、良好な植物群落が分布する地域でもあります。</p> <p>ポイント② 国が実施した自然環境保全基礎調査では、特定植物群落として、地域の代表的群落など 11 箇所、巨樹・巨木林として 68 件が選定されています。</p> <p>(5) 動物相</p> <p>北部の山中にはツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、タヌキ、キツネ、アナグマ、ノウサギ、イタチ、テンなどの哺乳類をはじめ、コノハヅク、ヤマセミ、アカショウビン、オオルリ、ウグイス、ヤマセミなどの野鳥が数多く生息しています。</p> <p>ポイント② 桂川本流の周辺では、天然記念物のアユモドキをはじめアユ、コイ、フナなどの淡水魚が生息しています。また、かつては日本固有種であるカジカガエルや貴重種に指定されているモリアオガエル、シロマダラ、国の天然記念物であるオオサンショウウオ(国の天然記念物)やアユモドキの生息も確認されていましたが、近年では生息数の減少が懸念されている種もみられます。</p>

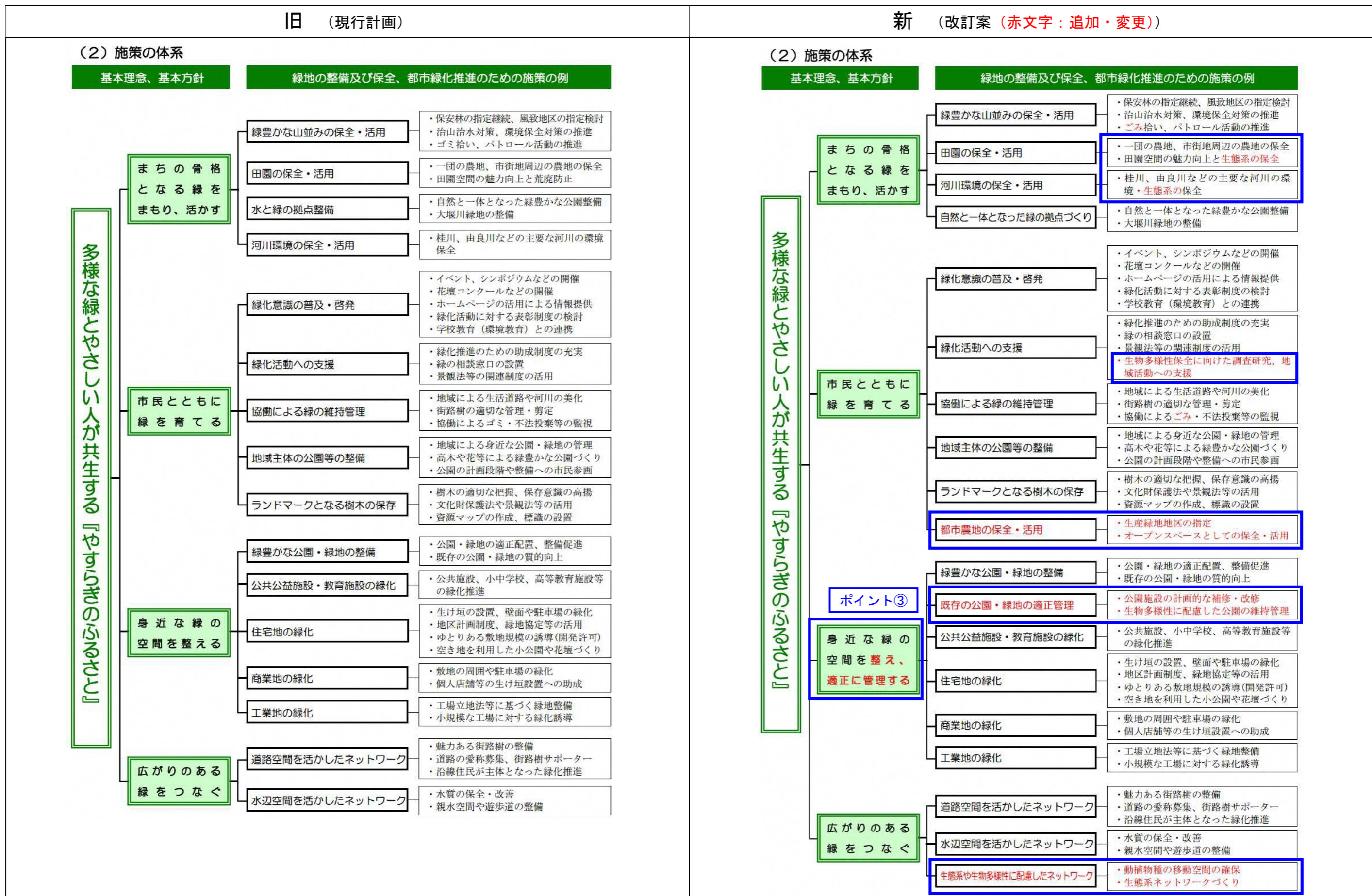
変更のポイント	変更の理由、概要等	主な変更箇所
③都市緑地法等の改正に伴う記載事項の拡充（１）	都市緑地法等の改正を受け、「これまでに整備されてきた公園・緑地等の適正管理」、「生物多様性の確保」、「都市農地の緑地機能の重要性」など、計画への記載事項を拡充（緑地の整備及び保全、都市緑化などに関する基本方針）	第3章 緑地の保全及び緑化の目標 3-2 基本方針（改訂案 p 48）

旧（現行計画）	新（改訂案（赤文字：追加・変更））
<p>3-2 基本方針</p> <p>基本理念として定めた『多様な緑とやさしい人が共生する“やすらぎのふるさと”』の実現に向けて、緑地の整備及び保全、都市緑化などに関する以下の4つの基本方針を定めます。</p> <p>基本方針1 まちの骨格となる緑をまもり、活かす</p> <p>①環境保全や景観形成などの多様な機能を有し、まちの骨格となる山並みの緑を保全します。 ②まちの骨格となる水辺軸を形成し、まちに潤いを与える主要な河川を保全します。 ③市街地を取り囲む田園、平地に点在する独立丘陵地などの緑を保全します。 ④良好な自然環境を活かした、個性豊かな水と緑の拠点づくりを進めます。</p> <p>基本方針2 市民とともに緑を育てる</p> <p>①市民が主体となった緑豊かなまちづくりを進めるため、緑に対する知識の普及や意識啓発を図るとともに、様々な面から支援に努めます。 ②公園の草刈や樹木の剪定、落ち葉の清掃など、市民との協働により緑を美しく維持管理します。 ③市街地及び集落内に点在する社寺林や史跡などは、優れた自然や歴史的風土を保全する上で重要であるため、地域のランドマークとなる緑として保全・育成を図ります。 ④生産緑地地区については、市街化区域内の身近な緑地としての機能が維持され、農業と調和した良好な都市環境が形成されるように適正な保全を図ります。</p> <p>基本方針3 身近な緑の空間を整える</p> <p>①利用圏域等を考慮しながら、日常のレクリエーション活動の場、防災の拠点となる身近な公園・緑地の適正な配置を行うとともに、既存の公園・緑地、身近な広場などの機能の向上に取り組みます。 ②多くの人が集まる公共的施設では、都市緑化の先導役として積極的に緑化を推進します。 ③住宅地や商業地・工業地の特性に応じた緑化を推進します。</p> <p>基本方針4 広がりのある緑をつなぐ</p> <p>①道路や歩行者空間、河川や水路・ため池などの水辺空間を活用し、公園・緑地や公共的施設等を相互に結びつける全市的な水と緑のネットワークづくりを進めます。</p>	<p>3-2 基本方針</p> <p>基本理念として定めた『多様な緑とやさしい人が共生する“やすらぎのふるさと”』の実現に向けて、緑地の整備及び保全、都市緑化などに関する以下の4つの基本方針を定めます。</p> <p>基本方針1 まちの骨格となる緑をまもり、活かす</p> <p>①環境保全や景観形成などの多様な機能を有し、まちの骨格となる山並みの緑を保全します。 ②まちの骨格となる水辺軸を形成し、まちに潤いを与える主要な河川を保全します。 ③市街地を取り囲む田園、平地に点在する独立丘陵地などの緑を保全します。 ④生物多様性に配慮しつつ、良好な自然環境を活かした、個性豊かな水と緑の拠点づくりを進めます。</p> <p>基本方針2 市民とともに緑を育てる</p> <p>①市民が主体となった緑豊かなまちづくりを進めるため、緑に対する知識の普及や意識啓発を図るとともに、様々な面から支援に努めます。 ②公園の草刈や樹木の剪定、落ち葉の清掃など、市民との協働により緑を美しく維持管理します。 ③市街地及び集落内に点在する社寺林や史跡などは、優れた自然や歴史的風土を保全する上で重要であるため、地域のランドマークとなる緑として保全・育成を図ります。 ④生産緑地地区については、市街化区域内の身近な緑地としての機能が維持され、農業と調和した良好な都市環境が形成されるように適正な保全を図ります。</p> <p>基本方針3 身近な緑の空間を整え、適正に管理する</p> <p>①利用圏域等を考慮しながら、レクリエーションの場、防災拠点、さらには感染症の流行する中においても健康づくりや交流を行える場となる身近な公園・緑地の適正な配置と、既存の公園・緑地においても先述の機能の向上と適正管理に取り組みます。 ②多くの人が集まる公共的施設では、生物多様性に配慮しつつ、都市緑化の先導役として積極的に緑化を推進します。 ③住宅地や商業地・工業地の特性に応じた緑化を推進します。</p> <p>基本方針4 広がりのある緑をつなぐ</p> <p>①道路や歩行者空間、貴重な動植物の生息・生育域でもある河川や水路・ため池などの水辺空間を活用し、公園・緑地や公共的施設等を相互に結びつける全市的な水と緑のネットワークづくりを進めます。 ②地域の自然的・社会的状況を踏まえつつ、優れた自然条件や生態系を有する場所を生物多様性の拠点として位置づけ、野生生物の移動・分散を可能とするため、拠点間を相互に連結させる生態系ネットワークの形成を推進します。</p>

ポイント③

ポイント③

変更のポイント	変更の理由、概要等	主な変更箇所
③都市緑地法等の改正に伴う記載事項の拡充(2)	都市緑地法等の改正を受け、「これまでに整備されてきた公園・緑地等の適正管理」、「生物多様性の確保」、「都市農地の緑地機能の重要性」など、計画への記載事項を拡充(基本理念や基本方針に基づく施策の体系)	第3章 緑地の保全及び緑化の目標 3-3 緑の将来像 (2) 施策の体系(改訂案 p.52)



変更のポイント	変更の理由、概要等	主な変更箇所
④計画のフレーム、確保すべき緑地の目標水準の見直し（1）	目標年次における人口や市街地の規模について、第2次南丹市総合振興計画や同時改訂を行う都市計画マスタープランと整合を図る	第3章 緑地の保全及び緑化の目標 3-4 計画のフレーム（改訂案 p53）

旧（現行計画）	新（改訂案（赤文字：追加・変更））																																																																																						
<h3>3-4 計画のフレーム</h3> <p>(1) 対象区域 市全体の骨格となる緑地の配置方針、都市緑化の推進については、南丹市全体で検討しますが、都市公園等の具体的な配置計画については、都市計画区域内を対象とします。</p> <p style="text-align: center;">■計画の対象区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">都市名</th> <th colspan="2">対象区域面積</th> </tr> <tr> <th>行政区域</th> <th>都市計画区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南丹市</td> <td>61,631ha</td> <td>9,415ha（南丹都市計画区域）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 人口フレーム 南丹市緑の基本計画は、長期的な緑のあり方を示すことを目的としているため、平成22年を基準年として、上位計画である南丹市都市計画マスタープランの目標年次と整合を図るものとして、概ね20年後の平成39年を目標年次、概ね10年後の平成29年を中間年次として定めます。 中間年次（平成29年）における計画人口は、都市計画マスタープランで設定された34,000人とします。目標年次（平成39年）については、都市計画マスタープランでは目標人口を設定していませんが、本計画では都市計画区域人口一人当たりの整備目標水準を設定する必要があるため、中間年次の人口をスライドした値を用います。</p> <p style="text-align: center;">■人口フレーム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準年* （平成22年）</th> <th>中間年次 （平成29年）</th> <th>目標年次 （平成39年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政区域</td> <td>34,691人</td> <td>34,000人</td> <td>34,000人</td> </tr> <tr> <td>都市計画区域</td> <td>22,640人</td> <td>22,120人</td> <td>22,120人</td> </tr> <tr> <td>市街化区域</td> <td>14,100人</td> <td>13,420人</td> <td>13,420人</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td>8,540人</td> <td>8,700人</td> <td>8,700人</td> </tr> <tr> <td>都市計画区域外</td> <td>12,051人</td> <td>11,880人</td> <td>11,880人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※平成22年3月31日現在</p> <p>(3) 市街地の規模 目標年次（平成39年）、中間年次（平成29年）における将来市街地の規模は、都市計画マスタープランで検討されている市街化区域の拡大を反映した市街地規模とします。</p> <p style="text-align: center;">■将来の市街地規模と市街地人口</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準年 （平成22年）</th> <th>中間年次 （平成29年）</th> <th>目標年次 （平成39年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地の規模</td> <td>566ha</td> <td>566ha</td> <td>599ha</td> </tr> <tr> <td>市街地の人口</td> <td>14,100人</td> <td>13,420人</td> <td>13,420人</td> </tr> <tr> <td>人口密度</td> <td>24.9人/ha</td> <td>23.7人/ha</td> <td>22.4人/ha</td> </tr> </tbody> </table>	都市名	対象区域面積		行政区域	都市計画区域	南丹市	61,631ha	9,415ha（南丹都市計画区域）		基準年* （平成22年）	中間年次 （平成29年）	目標年次 （平成39年）	行政区域	34,691人	34,000人	34,000人	都市計画区域	22,640人	22,120人	22,120人	市街化区域	14,100人	13,420人	13,420人	市街化調整区域	8,540人	8,700人	8,700人	都市計画区域外	12,051人	11,880人	11,880人		基準年 （平成22年）	中間年次 （平成29年）	目標年次 （平成39年）	市街地の規模	566ha	566ha	599ha	市街地の人口	14,100人	13,420人	13,420人	人口密度	24.9人/ha	23.7人/ha	22.4人/ha	<h3>3-4 計画のフレーム</h3> <p>(1) 対象区域 市全体の骨格となる緑地の配置方針、都市緑化の推進については、南丹市全体で検討しますが、都市公園等の具体的な配置計画については、都市計画区域内を対象とします。</p> <p style="text-align: center;">■計画の対象区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">都市名</th> <th colspan="2">対象区域面積</th> </tr> <tr> <th>行政区域</th> <th>都市計画区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南丹市</td> <td>61,640ha</td> <td>9,415ha（南丹都市計画区域）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 人口フレーム 基準年次は改訂年度である平成30年とし、目標年次は、現行緑の基本計画を踏襲し令和9年と定めます。（同時期に改訂する南丹市都市計画マスタープランの目標年次と整合） 目標年次（令和9年）における計画人口は、都市計画マスタープランで設定された30,000人とします。</p> <p style="text-align: center;">■人口フレーム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準年* （平成30年（2018年））</th> <th>目標年次 （令和9年（2027年））</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政区域</td> <td>32,064人</td> <td>30,000人</td> </tr> <tr> <td>都市計画区域</td> <td>21,900人</td> <td>20,360人</td> </tr> <tr> <td>市街化区域</td> <td>14,900人</td> <td>14,130人</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td>7,000人</td> <td>6,230人</td> </tr> <tr> <td>都市計画区域外</td> <td>10,164人</td> <td>9,640人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※平成30年3月31日現在</p> <p>(3) 市街地の規模 目標年次（令和9年）における将来市街地の規模は、都市計画マスタープランで検討されている市街地規模とします。（計画的開発検討ゾーンは対象外）</p> <p style="text-align: center;">■将来の市街地規模と市街地人口</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準年 （平成30年（2018年））</th> <th>目標年次 （令和9年（2027年））</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地の規模</td> <td>566ha</td> <td>566ha</td> </tr> <tr> <td>市街地の人口</td> <td>14,900人</td> <td>14,130人</td> </tr> <tr> <td>人口密度</td> <td>26.3人/ha</td> <td>25.0人/ha</td> </tr> </tbody> </table>	都市名	対象区域面積		行政区域	都市計画区域	南丹市	61,640ha	9,415ha（南丹都市計画区域）		基準年* （平成30年（2018年））	目標年次 （令和9年（2027年））	行政区域	32,064人	30,000人	都市計画区域	21,900人	20,360人	市街化区域	14,900人	14,130人	市街化調整区域	7,000人	6,230人	都市計画区域外	10,164人	9,640人		基準年 （平成30年（2018年））	目標年次 （令和9年（2027年））	市街地の規模	566ha	566ha	市街地の人口	14,900人	14,130人	人口密度	26.3人/ha	25.0人/ha
都市名		対象区域面積																																																																																					
	行政区域	都市計画区域																																																																																					
南丹市	61,631ha	9,415ha（南丹都市計画区域）																																																																																					
	基準年* （平成22年）	中間年次 （平成29年）	目標年次 （平成39年）																																																																																				
行政区域	34,691人	34,000人	34,000人																																																																																				
都市計画区域	22,640人	22,120人	22,120人																																																																																				
市街化区域	14,100人	13,420人	13,420人																																																																																				
市街化調整区域	8,540人	8,700人	8,700人																																																																																				
都市計画区域外	12,051人	11,880人	11,880人																																																																																				
	基準年 （平成22年）	中間年次 （平成29年）	目標年次 （平成39年）																																																																																				
市街地の規模	566ha	566ha	599ha																																																																																				
市街地の人口	14,100人	13,420人	13,420人																																																																																				
人口密度	24.9人/ha	23.7人/ha	22.4人/ha																																																																																				
都市名	対象区域面積																																																																																						
	行政区域	都市計画区域																																																																																					
南丹市	61,640ha	9,415ha（南丹都市計画区域）																																																																																					
	基準年* （平成30年（2018年））	目標年次 （令和9年（2027年））																																																																																					
行政区域	32,064人	30,000人																																																																																					
都市計画区域	21,900人	20,360人																																																																																					
市街化区域	14,900人	14,130人																																																																																					
市街化調整区域	7,000人	6,230人																																																																																					
都市計画区域外	10,164人	9,640人																																																																																					
	基準年 （平成30年（2018年））	目標年次 （令和9年（2027年））																																																																																					
市街地の規模	566ha	566ha																																																																																					
市街地の人口	14,900人	14,130人																																																																																					
人口密度	26.3人/ha	25.0人/ha																																																																																					

ポイント④

ポイント④

ポイント④

変更のポイント	変更の理由、概要等	主な変更箇所
④計画のフレーム、確保すべき緑地の目標水準の見直し(2)	基準年における緑地面積について最新データへの更新を行うとともに、目標年次までに新たに整備する都市公園等について精査し、確保すべき緑地の目標水準を見直す	第3章 緑地の保全及び緑化の目標 3-5 計画の目標水準 (2)都市公園等の施設として確保すべき緑地の目標水準(改訂案 p55)

旧 (現行計画)	新 (改訂案 (赤文字: 追加・変更))																																																																																																																																																		
<p>(2) 都市公園等の施設として確保すべき緑地の目標水準</p> <p>都市公園等の施設緑地に関する整備目標水準として、都市計画区域人口一人当たり 20 m² が示されており、本計画においては、市民の豊かな生活環境の向上を図るため住区基幹公園の整備推進を図るとともに、シンボルとなる拠点的な緑地の整備、公共公益施設や道路空間の緑化推進、水と緑のネットワークづくりなど、市民や企業、行政が連携して取り組み、目標年次における目標水準を以下のように設定します。</p> <p>■都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準年 (平成 22 年)</th> <th>中間年次 (平成 29 年)</th> <th>目標年次 (平成 39 年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市公園 (*1)</td> <td>23 ヶ所 37.23ha 16.44 m²/人</td> <td>24 ヶ所 37.33ha 16.88 m²/人</td> <td>30 ヶ所 47.31ha 21.39 m²/人</td> </tr> <tr> <td>都市公園等 (*2)</td> <td>107 ヶ所 63.11ha 27.88 m²/人</td> <td>108 ヶ所 63.21ha 28.58 m²/人</td> <td>114 ヶ所 73.19ha 33.09 m²/人</td> </tr> </tbody> </table> <p>■都市公園の種別ごとの整備目標水準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">国の水準 (21世紀初頭)</th> <th colspan="2">南丹市</th> </tr> <tr> <th>基準年 (平成 22 年)</th> <th>目標年次 (平成 39 年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">基幹公園</td> <td rowspan="3">住区基幹公園</td> <td>街区公園</td> <td>2.88 m²/人</td> <td>3.44 m²/人</td> </tr> <tr> <td>近隣公園</td> <td>2.06</td> <td>2.11</td> </tr> <tr> <td>地区公園</td> <td>0.80</td> <td>0.82</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">都市基幹公園</td> <td>総合公園</td> <td>8.39</td> <td>8.59</td> </tr> <tr> <td>運動公園</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>特殊公園 (風致公園、歴史公園等)</td> <td>8.5</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>緑地 (緑地、緑道等)</td> <td>2.31</td> <td>6.43</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>大規模公園 (広域公園)</td> <td>3.0</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>都市公園 (*1) 合計</td> <td>20.0 m²/人</td> <td>16.44 m²/人</td> <td>21.39 m²/人</td> </tr> <tr> <td>都市公園等 (*2) 合計</td> <td>—</td> <td>27.88 m²/人</td> <td>33.09 m²/人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 確保する緑地の総量</p> <p>■確保する緑地の総量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準年 (平成 22 年)</th> <th>中間年次 (平成 29 年)</th> <th>目標年次 (平成 39 年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設緑地 (*3)</td> <td>78.64ha</td> <td>78.74ha</td> <td>88.72ha</td> </tr> <tr> <td>地域制緑地</td> <td>2,626.63ha</td> <td>2,626.63ha</td> <td>2,694.91ha</td> </tr> <tr> <td>施設緑地-地域制緑地の重複</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>緑地面積合計</td> <td>2,705.27ha</td> <td>2,705.37ha</td> <td>2,783.63ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*1) 都市公園：都市公園法で規定する公園緑地 (基幹公園、特殊公園、緑地、大規模公園) の計 (*2) 都市公園等：都市公園+公共施設緑地 (広場、公共公益施設、運動場、公共空地) の計 (*3) 施設緑地：都市公園等+民間施設緑地 (寺社境内地) の合計</p>		基準年 (平成 22 年)	中間年次 (平成 29 年)	目標年次 (平成 39 年)	都市公園 (*1)	23 ヶ所 37.23ha 16.44 m ² /人	24 ヶ所 37.33ha 16.88 m ² /人	30 ヶ所 47.31ha 21.39 m ² /人	都市公園等 (*2)	107 ヶ所 63.11ha 27.88 m ² /人	108 ヶ所 63.21ha 28.58 m ² /人	114 ヶ所 73.19ha 33.09 m ² /人			国の水準 (21世紀初頭)	南丹市		基準年 (平成 22 年)	目標年次 (平成 39 年)	基幹公園	住区基幹公園	街区公園	2.88 m ² /人	3.44 m ² /人	近隣公園	2.06	2.11	地区公園	0.80	0.82	都市基幹公園	総合公園	8.39	8.59	運動公園	—	—	特殊公園 (風致公園、歴史公園等)	8.5	—	—	緑地 (緑地、緑道等)	2.31	6.43	—	大規模公園 (広域公園)	3.0	—	—	都市公園 (*1) 合計	20.0 m ² /人	16.44 m ² /人	21.39 m ² /人	都市公園等 (*2) 合計	—	27.88 m ² /人	33.09 m ² /人		基準年 (平成 22 年)	中間年次 (平成 29 年)	目標年次 (平成 39 年)	施設緑地 (*3)	78.64ha	78.74ha	88.72ha	地域制緑地	2,626.63ha	2,626.63ha	2,694.91ha	施設緑地-地域制緑地の重複	—	—	—	緑地面積合計	2,705.27ha	2,705.37ha	2,783.63ha	<p>(2) 都市公園等の施設として確保すべき緑地の目標水準</p> <p>「都市計画中央審議会」平成7年7月答申において、都市公園等の施設緑地に関する長期的な整備目標水準として、都市計画区域人口一人当たり 20 m² が示されています。</p> <p>本計画においては、市民の豊かな生活環境の向上を図るため住区基幹公園の整備推進を図るとともに、シンボルとなる拠点的な緑地の整備、公共公益施設や道路空間の緑化推進、水と緑のネットワークづくりなど、市民や企業、行政が連携して取り組めるため、目標年次における目標水準を以下のように設定します。</p> <p>■都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準年 (平成 30 年 (2018 年))</th> <th>目標年次 (令和 9 年 (2027 年))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市公園 (*1)</td> <td>24 ヶ所 37.33ha 17.05 m²/人</td> <td>28 ヶ所 46.55ha 22.86 m²/人</td> </tr> <tr> <td>都市公園等 (*2)</td> <td>109 ヶ所 63.79ha 29.13 m²/人</td> <td>113 ヶ所 73.01ha 35.86 m²/人</td> </tr> </tbody> </table> <p>■都市公園の種別ごとの整備目標水準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">国の目標水準 (*1)</th> <th colspan="2">南丹市</th> </tr> <tr> <th>基準年 平成 30 年 (2018 年)</th> <th>目標年次 令和 9 年 (2027 年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">基幹公園</td> <td rowspan="3">住区基幹公園</td> <td>街区公園</td> <td>3.02 m²/人</td> <td>3.72 m²/人</td> </tr> <tr> <td>近隣公園</td> <td>2.13</td> <td>2.29</td> </tr> <tr> <td>地区公園</td> <td>0.83</td> <td>0.89</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">都市基幹公園</td> <td>総合公園</td> <td>8.68</td> <td>9.33</td> </tr> <tr> <td>運動公園</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>特殊公園 (風致公園、歴史公園等)</td> <td>8.5</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>緑地 (緑地、緑道等)</td> <td>2.39</td> <td>6.63</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>大規模公園 (広域公園)</td> <td>3.0</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>都市公園 (*2) 合計</td> <td>20.0 m²/人</td> <td>17.05 m²/人</td> <td>22.86 m²/人</td> </tr> <tr> <td>都市公園等 (*3) 合計</td> <td>—</td> <td>29.13 m²/人</td> <td>35.86 m²/人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 確保する緑地の総量</p> <p>■確保する緑地の総量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準年 (平成 30 年 (2018 年))</th> <th>目標年次 (令和 9 年 (2027 年))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設緑地 (*4)</td> <td>79.44ha</td> <td>88.66ha</td> </tr> <tr> <td>地域制緑地</td> <td>2,513.39ha</td> <td>2,576.98ha</td> </tr> <tr> <td>施設緑地-地域制緑地の重複</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>緑地面積合計</td> <td>2,592.83ha</td> <td>2,665.64ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*1) 国の目標水準：「都市計画中央審議会」平成7年7月答申における長期的な整備目標水準 (*2) 都市公園：都市公園法で規定する公園緑地 (基幹公園、特殊公園、緑地、大規模公園) の計 (*3) 都市公園等：都市公園+公共施設緑地 (広場、公共公益施設、運動場、公共空地) の計 (*4) 施設緑地：都市公園等+民間施設緑地 (寺社境内地) の合計</p>		基準年 (平成 30 年 (2018 年))	目標年次 (令和 9 年 (2027 年))	都市公園 (*1)	24 ヶ所 37.33ha 17.05 m ² /人	28 ヶ所 46.55ha 22.86 m ² /人	都市公園等 (*2)	109 ヶ所 63.79ha 29.13 m ² /人	113 ヶ所 73.01ha 35.86 m ² /人			国の目標水準 (*1)	南丹市		基準年 平成 30 年 (2018 年)	目標年次 令和 9 年 (2027 年)	基幹公園	住区基幹公園	街区公園	3.02 m ² /人	3.72 m ² /人	近隣公園	2.13	2.29	地区公園	0.83	0.89	都市基幹公園	総合公園	8.68	9.33	運動公園	—	—	特殊公園 (風致公園、歴史公園等)	8.5	—	—	緑地 (緑地、緑道等)	2.39	6.63	—	大規模公園 (広域公園)	3.0	—	—	都市公園 (*2) 合計	20.0 m ² /人	17.05 m ² /人	22.86 m ² /人	都市公園等 (*3) 合計	—	29.13 m ² /人	35.86 m ² /人		基準年 (平成 30 年 (2018 年))	目標年次 (令和 9 年 (2027 年))	施設緑地 (*4)	79.44ha	88.66ha	地域制緑地	2,513.39ha	2,576.98ha	施設緑地-地域制緑地の重複	—	—	緑地面積合計	2,592.83ha	2,665.64ha
	基準年 (平成 22 年)	中間年次 (平成 29 年)	目標年次 (平成 39 年)																																																																																																																																																
都市公園 (*1)	23 ヶ所 37.23ha 16.44 m ² /人	24 ヶ所 37.33ha 16.88 m ² /人	30 ヶ所 47.31ha 21.39 m ² /人																																																																																																																																																
都市公園等 (*2)	107 ヶ所 63.11ha 27.88 m ² /人	108 ヶ所 63.21ha 28.58 m ² /人	114 ヶ所 73.19ha 33.09 m ² /人																																																																																																																																																
		国の水準 (21世紀初頭)	南丹市																																																																																																																																																
			基準年 (平成 22 年)	目標年次 (平成 39 年)																																																																																																																																															
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	2.88 m ² /人	3.44 m ² /人																																																																																																																																															
		近隣公園	2.06	2.11																																																																																																																																															
		地区公園	0.80	0.82																																																																																																																																															
	都市基幹公園	総合公園	8.39	8.59																																																																																																																																															
		運動公園	—	—																																																																																																																																															
特殊公園 (風致公園、歴史公園等)	8.5	—	—																																																																																																																																																
緑地 (緑地、緑道等)	2.31	6.43	—																																																																																																																																																
大規模公園 (広域公園)	3.0	—	—																																																																																																																																																
都市公園 (*1) 合計	20.0 m ² /人	16.44 m ² /人	21.39 m ² /人																																																																																																																																																
都市公園等 (*2) 合計	—	27.88 m ² /人	33.09 m ² /人																																																																																																																																																
	基準年 (平成 22 年)	中間年次 (平成 29 年)	目標年次 (平成 39 年)																																																																																																																																																
施設緑地 (*3)	78.64ha	78.74ha	88.72ha																																																																																																																																																
地域制緑地	2,626.63ha	2,626.63ha	2,694.91ha																																																																																																																																																
施設緑地-地域制緑地の重複	—	—	—																																																																																																																																																
緑地面積合計	2,705.27ha	2,705.37ha	2,783.63ha																																																																																																																																																
	基準年 (平成 30 年 (2018 年))	目標年次 (令和 9 年 (2027 年))																																																																																																																																																	
都市公園 (*1)	24 ヶ所 37.33ha 17.05 m ² /人	28 ヶ所 46.55ha 22.86 m ² /人																																																																																																																																																	
都市公園等 (*2)	109 ヶ所 63.79ha 29.13 m ² /人	113 ヶ所 73.01ha 35.86 m ² /人																																																																																																																																																	
		国の目標水準 (*1)	南丹市																																																																																																																																																
			基準年 平成 30 年 (2018 年)	目標年次 令和 9 年 (2027 年)																																																																																																																																															
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	3.02 m ² /人	3.72 m ² /人																																																																																																																																															
		近隣公園	2.13	2.29																																																																																																																																															
		地区公園	0.83	0.89																																																																																																																																															
	都市基幹公園	総合公園	8.68	9.33																																																																																																																																															
		運動公園	—	—																																																																																																																																															
特殊公園 (風致公園、歴史公園等)	8.5	—	—																																																																																																																																																
緑地 (緑地、緑道等)	2.39	6.63	—																																																																																																																																																
大規模公園 (広域公園)	3.0	—	—																																																																																																																																																
都市公園 (*2) 合計	20.0 m ² /人	17.05 m ² /人	22.86 m ² /人																																																																																																																																																
都市公園等 (*3) 合計	—	29.13 m ² /人	35.86 m ² /人																																																																																																																																																
	基準年 (平成 30 年 (2018 年))	目標年次 (令和 9 年 (2027 年))																																																																																																																																																	
施設緑地 (*4)	79.44ha	88.66ha																																																																																																																																																	
地域制緑地	2,513.39ha	2,576.98ha																																																																																																																																																	
施設緑地-地域制緑地の重複	—	—																																																																																																																																																	
緑地面積合計	2,592.83ha	2,665.64ha																																																																																																																																																	